

市町村障がい福祉所管部長 様

大阪府福祉部障がい福祉室長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置区域の解除に伴う対応について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

本府では、1月13日の国の緊急事態宣言以来、外出自粛や飲食店等の営業時間短縮、イベントや施設の使用制限の要請等の緊急事態措置を実施してまいりました。

本日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、2月28日付けで本府が緊急事態措置を実施すべき区域から除外されることが決定されたことを受け、3月1日からは大阪モデルにおけるイエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請を行うこととしました。

引き続き、社会福祉施設等につきましては、適切な感染防止対策を講じつつ、必要なサービスが提供されるようご対応をお願いします。

別添参考資料 イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

（令和3年2月26日 第39回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）

【問い合わせ先】

大阪府福祉部障がい福祉室
障がい福祉企画課 企画調整グループ

担当：永尾、谷岡

電話：06-6944-7086（内線2451）

FAX：06-6942-7215

Mail：shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp